

役員等の報酬及び費用弁償規程

施行日 平成15年4月1日

最終改定日 平成29年6月10日

社会福祉法人 幸紀会

(目的)

第1条 この規程は、定款の規定に基づき、社会福祉法人幸紀会(以下「当法人」という。)の理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については、別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与に準じた日とする。
 - (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

この規程は、平成20年3月1日より施行する。

この規程は、平成23年3月19日より施行する。

この規程は、平成24年5月26日より施行する。

この規程は、平成25年2月23日より施行する。

この規程は、平成27年8月16日より施行する。

この規程は、平成29年6月10日から施行する。

別表1(常勤役員等の報酬)

名称	報酬額
理事長	月額 500,000 円

別表2(常勤役員等の退職金算定式)

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数

* 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

* 退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

別表3(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	11,137 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	11,137 円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	11,137 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	11,137 円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	11,137 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	11,137 円

* 役員会等及び監査が同日に開催された場合、最初に開催された会議・監査においてのみ、出席報酬、費用弁償を支給し、重複支給は行わない。